

からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・ 「庁費等」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、諸謝金等を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、建物、工作物、物品及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「支払利息」には、借入金に係る利子を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、本年度に繰り入れた額を計上している。
- ・ 「雑損」には、無償で物を払い出したとき（所属替払、管理換払、そう失、取りこわし、廃棄処分等）及び誤謬訂正で減少したときの帳簿価格、貸倒引当金をもって処理することのできない未収金の償却額及び他の科目に属さない損失を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、平成 17 年度末における資産と負債の差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入及び他会計からの受入額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、診療収入、医療技術開発等研究収入、運用益及び雑収入を計上している。
- ・ 「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・ 「入院患者収入」には、入院患者の入院料、その他診療に伴う収入及び文書料収入を計上している。
- ・ 「外来患者収入」には、外来患者の診療に伴う収入、委託又は法令の規定により健康診断を行った場合の収入及び文書料収入を計上している。
- ・ 「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附随する間接経費を計上している。
- ・ 「運用益」には、財政融資資金に預託している積立金の運用に係る利子収入を計上している。【旧法第 17 条】
- ・ 「雑収入」には、検査及び使用料収入、公務員宿舍貸付料収入等及び無償で物を受入れたとき（寄付、所属替受、管理換受等）、誤謬訂正で増加したときの帳簿価格及び他の科目に属さない利益の額を計上している。
- ・ 「他会計からの受入」には、財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。【旧法第 19 条】
- ・ 「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。【旧法第 19 条】

<区分別収支計算書>

- ・ 「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・ 「看護師養成所収入」には、国立看護大学校における授業料等の収入を計上している。
- ・ 「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附随する間接経費を計上している。
- ・ 「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、公務員宿舍貸付料、建物及物件貸付料等を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるための一般

会計からの受入額を計上している。

【旧法第 19 条】

- ・ 「資金からの受入」には、経営費及び施設整備費の財源として積立金より受け入れられる額を計上している。【旧法第 16 条第 2 項】
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金のうち施設整備費等の翌年度への繰越額の受入額を計上している。【旧法第 16 条第 1 項】
- ・ 「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「医薬品費」には、医薬品の購入に係る支出を計上している。
- ・ 「食糧費」には、患者用食糧の購入に係る支出を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・ 「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施に係る経費を計上している。
- ・ 「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源への充当金及び特別会計の恩給負担金を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・ 「庁費等の支出」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・ 「その他の支出」には、旅費及び諸謝金等を計上している。
- ・ 「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・ 「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・ 「建設仮勘定に係る支出」には、建設途中であるが、部分払い等により支払った金額を計上している。
- ・ 「借入金による収入」には、施設の整備財源として財政融資資金からの借入れによる収入額を計上している。【旧法第 9 条】
- ・ 「借入金の返済による支出」には、国債整理基金特別会計への繰入による借入金の返済額を計上している。
- ・ 「利息の支払額」には、国債整理基金特別会計への繰入のうち、借入金に係る支払利息を計上している。
- ・ 「翌年度歳入繰入」には、歳入歳出決算上の剰余金を計上している。
- ・ 「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金を計上している。

<特別会計固有の表示科目の内容>

i 基金

当特別会計においては、旧法第 3 条第 1 項に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益（損失）を、組入れ（減額）して整理し、法附則第 66 条第 11 号の規定による廃止の際この会計に所属していた権利義務は、法附則第 218 条第 4 項の規定により、法附則第 67 条第 1 項第 12 号の規定により設置された国立高度専門医療センター特別会計（以下「新特別会計」という。）に帰属させることとしている。

ii 積立金

当特別会計においては、旧法第 16 条第 1 項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰

余金（翌年度への繰越額に相当する金額を除く。）を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

また、旧法第 17 条により積立金を財政融資資金に預託しており、預託金運用により生じる利子収入を預託金利子収入として歳入へ受け入れている。

なお、この会計に所属していた積立金は、法附則第 218 条第 3 項の規定により新特別会計の積立金として積み立てられたものとみなされることとなる。

<「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容>

i 「一般会計からの受入」

国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「一般会計への繰入」

「特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律」及び「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律」に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

7. 単位未満の計数切り捨て及び 100 万円未満の計数の表示

金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。また、100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

偶発債務(係争中の訴訟等)集計表(平成18年度分)

(会計名)国立高度専門医療センター特別会計

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
国立高度専門医療センターにおける医療訴訟	810	甲府地裁14(ワ)第312号	舌癌再発下顎全摘術後に身体障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	150	大阪地裁15(ワ)第4492号 大阪高裁19(ネ)第38号	脳動静脈奇形の治療の際の過失により後遺障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	47	大阪地裁15(ワ)第8623号 大阪高裁16(ネ)第6号	大動脈弁置換術後にMRSAに罹患させられたとして、患者が損害賠償を求めるもの
	61	東京地裁16(ワ)第8109号	肝切除術の結果、悪性は否定的であり、術中に肝動脈を損傷したため止血が困難となり死亡に至ったとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	59	大阪地裁17(ワ)第3810号	先天性心疾患の患者が海外で心臓移植を受けられずに死亡したのは、CT検査を実施しなかったためであるとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	9	東京地裁17(ワ)第16308号	検査が不十分であったため骨転移と誤診して抗癌剤治療を怠り乳癌の進行を招いたとして、患者が損害賠償を求めるもの
	132	東京地裁17(ワ)第18088号	腫瘍摘出術後に障害が後遺したのは、頸髄神経根の損傷に起因するものである等として、患者が損害賠償を求めるもの
	1	東京地裁17(ワ)第22362号	HIV感染のため非加熱製剤の投薬証明書を求めたが、投薬の事実は確認できない等として発行しないため、投与した高度の蓋然性が認められることを明らかにしようとするもの
	80	横浜地裁18(ワ)第2129号	患者が肝不全等で死亡したのは、肝転移した平滑筋肉腫の摘出術時に肝静脈を損傷したことにより大量出血を来したためであるとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	100	東京地裁18(ワ)12530号	嘔声治療の右披裂軟骨内転術を受けた数時間後に低酸素症に陥りその後死亡したことについて、看護・管理体制不十分であったためである等として、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	81	長野地裁佐久支部18(ワ)145号	ムコ多糖症患者の大腸癌手術に際し、挿管困難により呼吸停止となり、その後死亡したことについて、麻酔方法の選択や気道確保のための適切な措置を怠った過失等があるとして損害賠償を求めるもの
	80	千葉地裁18(ワ)2787号	口腔ケアの最中にチアノーゼ状態となり、その後患者が死亡したことについて、ケアに使用した水のために窒息したものであるとして損害賠償を求めるもの
131	東京地裁17(ワ)23042号	水頭症のVAシャント術の失敗を繰り返した上、呼吸困難の状況に対し適切な処置をしなかったため死亡した等として、患者の遺族が損害賠償をもとめるもの	
国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟	140	大阪地裁14(ワ)第7614号 大阪高裁16(ネ)第3560号 大阪高裁19(ネオ)第85号 大阪高裁19(ネ受)第103号	看護師の死亡について、遺族が損害賠償を求めるもの
	12	大阪地裁17(行ウ)第80号	国家公務員災害保障を受ける地位にあることの確認等を求めるもの
	12	東京地裁17(ワ)第15860号	電話ボックスの設置管理の瑕疵によりアキレス腱を不全断裂したとして、患者が損害賠償を求めるもの
合計	1,905		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載

(注2)事件番号毎に記入

(注3)損害賠償等の金額が10億円を超える件名については個別の件名ごとに記載